

毎週火、金曜日発行(但休日は除く。
昭和四十年四月十五日第3種郵便物認定)

鳥取県公報

◇告示
土地改良区の成立

昭和三十一年一月鳥取県告示第十六号の廃止
板金工等の二級の技能検定の実施

◇正誤
昭和三十九年七月二十日付け鳥取県公安委員会告示第十二号中訂正

田口 示

鳥取県告示第四百九十八号

草地改良事業受託規程（昭和三十一年一月鳥取県告示第十六号）は、廃止する。

昭和三十九年八月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公 告

昭和三十九年度の板金工、配管工、左官、家具工及び建具工の二級の技能検定の実施について、職業訓練法施行規則（昭和三十三年労働省令第16号）第48条において準用する同規則第30条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

昭和三十九年八月十八日

鳥取市中砂見七〇七番地 猪口柳藏ほか十四人の者が

ら申請のあつた中湯棚土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条の規定によつて昭和三十九年八月十八日成立した。

昭和三十九年八月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 実施する試験

学科試験

2 学科試験の実施期日及び場所

(1) 実施期日

00186

(第3種郵便物)
第3557号

2

昭和39年8月18日 火曜日 鳥取県公報 第3557号

00187

(第3種郵便物)
第3557号

3

昭和39年10月18日(日)

(2) 実施場所

鳥取市、倉吉市、米子市

3 受検申請手続

(1) 提出書類

ア 2級技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市東町2丁目 鳥取県商工労働部職業安定課

(3) 受付期間

昭和39年9月14日(月)から昭和39年9月25日(金)まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 2級技能検定受検申請書(以下「申請書」といふ。)の用紙及び受検案内は、鳥取県商工労働部職業安定課で交付する。

乙、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒

の表面に「2級技能検定受検申請用紙請求」というように朱書きし、返信用封筒にあて先を記入し、10円切手をはつて同封すること。

1 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「2級技能検定受検申請書在中」というように朱書きすること。

なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のうちに限り、受け付ける。

4 手数料の納付方法

学科試験の手数料の額(400円)に相当する鳥取県収入証紙を申請書にはつて納付すること。この場合、収入証紙に消印しないこと。

なお、学科試験の全部の免除を受けようとする場合は、手数料の納付を要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、手数料は返還しない。

5 合格の通知

(1) 学科試験の合格者に対しては、昭和39年12月上旬に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の氏名は、昭和39年12月上旬に鳥取県公報で公告するほか、合格者に合格証明書を交付する。

6 その他

2級の技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部職業安定課に問い合わせること。

昭和三十九年七月三十日付け鳥取県公安委員会告示第十二号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

正 誤

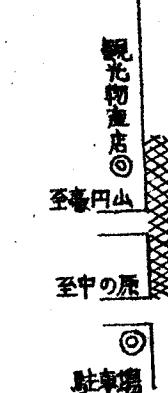
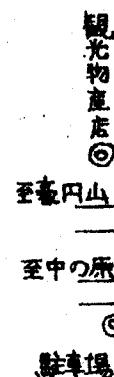
頁

至大山寺橋

誤

至大山寺橋

正



二十六



昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
郵便局 鳥取県鳥取市栗谷町
〔定価〕一部 月極二五〇円 (配送料別)
一所